［条を削る。］

（エネルギー・燃料課の所掌事務）

第五十八条　エネルギー・燃料課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること。

二　電気、ガス及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること（政策課の所掌に属するものを除く。）。

三　電気の適正な計量の実施の確保に関すること（電気の取引に関するものに限る。）。

四　エネルギーに関する広報の実施に関すること。

五・六　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

七　エネルギー・燃料課の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（エネルギー対策課の所掌事務）

第五十七条の二　エネルギー対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること。

二　電気及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること（政策課の所掌に属するものを除く。）。

三　電気の適正な計量の実施の確保に関すること（電気の取引に関するものに限る。）。

四　エネルギーに関する広報の実施に関すること。

五　エネルギー対策課の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

六　電気及び電気事業に関すること。

（石油・ガス課の所掌事務）

第五十八条　石油・ガス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

一・二　［同上］

三　ガスの安定的かつ効率的な供給の確保に関すること（政策課の所掌に属するものを除く。）。

四　石油・ガス課の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

五　ガス及びガス事業に関すること。

［号を加える。］

附　則

この府令は、令和三年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十七年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画官及び調査官） **第一条**　個人情報保護委員会の事務局総務課に、企画官二人及び調査官一人を置く。 ［２・３　略］	（企画官及び調査官） **第一条**　個人情報保護委員会の事務局総務課に、企画官一人及び調査官一人を置く。 ［２・３　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和三年四月一日から施行する。